

方觀承撰『燕香集』下について（上）

黛 武 彦

A Study on Fang Guancheng's *Yan Xiang Ji* (part2) (1)

Takehiko To

(Received October 1, 2012)

はじめに

本稿は前稿・前前稿¹⁾に續き、方觀承の詩集を分析することによって、乾隆期前期の政治史を再構成しようとするものである。本稿で取り上げる詩集は『燕香集』下で、乾隆十七（1752）年から二十二（1757）年までの詩作を集めたものである。彼の官僚としてのキャリアのうち最も重要なポストである直隸總督に昇任した後のもので、やはりこの時期の政治史を見る上でも重要な史料となるものである。（詩題の前のアラビア数字は『燕香集』下の通し番号。本稿では、乾隆二十年九月の甘肅從軍直前までの詩を題材とする。また、一つの題のもと複數の詩がある場合も多く、この数字は詩自体の總數ではない）。

1. 乾隆十七（1752）年（直隸總督）

1 「壬申元旦再和前韻」七言律詩二首。乾隆十七年、方觀承は引き續き直隸總督の任にある。この詩は『燕香集』上の最後の詩＜燕上51＞²⁾「辛未除夕再用王立亭許檄亭庚午除夕前韻索諸同學和」と韻をあわせたもの。その詩自体、乾隆十五年の除夕に詠んだ＜燕上41＞「庚午除夕謙集次韻」と同韻で詠んだ詩である。方觀承は＜燕上51＞の詩の最後に、乾隆帝の「燕山八景詩」の一つである「居庸畧翠」の碑を建てるために居庸關に行くことを記していたが、この詩の最後の句の割註に「明日赴居庸關取道海甸」とあるように北京郊外の海甸を經由している。

2 「涿州道中雪時壬申初春十日」五言詩。十日という日付を考えると、居庸關での上記の任務を終了した後に保定の直隸總督府に歸還の途中で、順天府涿州を経過するとき詠んだものであると思われる。³⁾ 七句目の割註に「居庸道中大雪」とあるように、降雪が認められる。その後保定府境に入り、保定府新城縣の紫泉を訪れている。二十二句目の割註に「紫泉在新城流繞行宮」とあるように紫泉は新城縣にあり、行宮がある。

行宮は新城縣城外西南にある。⁴⁾

3 「千像寺」五言詩。千像寺は順天府荊州（現天津市荊縣）の盤山⁵⁾にある寺院。乾隆帝の行宮である静寄山莊の中にある。創建は唐代までさかのぼるが、乾隆十年に奉勅重修されたばかりであり、正殿には乾隆帝の手よりなる「雨花福地」の額がある。荊州の位置からみて、＜燕下1＞および＜燕下2＞とは別の任務の日程で詠まれたものであろう。⁶⁾

4 「捕蝗次廣平宿清暉書院荷亭有作」七言律詩。捕蝗は地方官の重要な任務とされる。四月二十四日に捕蝗の情況報告⁷⁾をした方觀承に、五月十一日に上諭が下され⁸⁾、從來外官は文移稟報をもって辦事となし、章程を定めて下屬に賞格を示すことをもって「實力奉行、加緊撲滅」と稱しているが、實際には田畠への被害は大きく、對策に一刻を争うので、虛文をもって事に當たる官員に重い處分を加えることを命じた。その後、五月二十日、乾隆帝は順天府武清縣の沈守敬を題収した方觀承に對して、「これは沈一人に責任を負わせて事態を収束させようとするものだ。方觀承が最初に報告していた蝻が發生していた州縣で、今なお撲捕しているということは、奉行不力でなくてなんであろうか。方觀承は從前は馳驅を憚らず、況んや捕蝗は人力に勝るものはない。方觀承はこの旨が到る日に速やかに大名・東明に赴き查勘せよ」と直隸省南部への親往を命じた。⁹⁾ 方觀承はこの命により直隸省南方の廣平府に行き、清暉書院に宿泊している。清暉書院は廣平府の府城の東北隅にある。明代萬曆年間創建で、荷花館と言う名稱であったが、乾隆六年の改修時に清暉書院と名を改めた。¹⁰⁾

5 「宿田盤少林寺」七言律詩。田盤は盤山の舊名。智樸『盤山志』、朱彝尊『日下舊聞』、于敏中『日下舊聞考』に「少林寺、原名法興寺、傳始建於晉魏年間。從建寺時間角度來講、盤山少林寺不晚於河南嵩山少林寺。從寺廟規模來講、盤山少林寺建築宏偉」とあり、蔣溥『欽定盤山志』卷五には、「少林寺舊名法興寺、至元壬午道士張志格等游盤山居於此，易其名爲棲雲觀、至正中巢雲威禪師主之，宣政院脫公具奏賜額爲北少林寺。明成化己丑寶峰德聚禪師重修，嘉靖丁亥又修，國

朝康熙中僧本住再葺，乾隆十年勅修大殿懸御書禪指直趣匾」とある。この記事の直後<燕上32>に見えた盤山に住む詩人李鎬の「自少林寺至西靜室詩」を載せる。なお盤山少林寺は開封の少林寺の下屬の寺院とされる。¹¹ 方觀承は九月から十一月のはじめ（初七日に保定に回る）にかけて通州・三河・薊州・遵化の橋梁・道路の査勘を行っているが、おそらくはその過程で盤山に宿したと思われる。¹²

2. 乾隆十八（1753）年（直隸總督）

6 「元夕讌集盆蓄紅梅初放則席成四絕句索諸同學和」年が明けて、乾隆十八年の元宵節に詠まれた紅梅に関する四首の七言絶句。

7 「送梅循齋總憲致仕南歸」七言律詩二首。題中の梅循齋は、梅數成のこと。字は玉汝、江南宣城の人。康熙五十四年の進士。庶吉士から編修となるが、その後御史となり、翰林から外れる。その後京官を歴任し、刑部右侍郎から乾隆十五年都察院左都御史となり、乾隆十八年、つまりこの年の九月二十二日に休致¹³、乾隆二十九年に卒す。清初の著名な數学者梅文鼎（1633～1721）の孫で、天文數学に精通しており、『數理精蘊』・『曆象考成』・『明史』天文志等の編纂に関わり、著作に『增刪算法統宗』・『赤水遺珍』等がある。謚は文穆、方觀承とのつながりは、第二首四句目割註に「戊辰公奉使至浙勘海塘時、水由中小亹、濱海悉成膏壤」とあり、戊辰すなわち乾隆十三年、方觀承が浙江巡撫の時に海塘の治理を命ぜられて浙江に至り、中小亹（錢塘江の河道の一つ、赭山の北）¹⁴に關して何らかの措置を行い、その結果海濱が肥沃の地となったことが示される。¹⁵ ただ、實録には、乾隆十三年閏七月に梅數成は浙江永嘉縣（温州府治）の生員樊顯を乾隆十二年十月まで浙江學政の任にあった陳其凝（十三年当時は山東學政）が臺州に閱卷に同行させて身死不明になつた一案の調査のために浙江に派遣されたこととなつてゐる。¹⁶ 結果、陳其凝は山東學政を解任され軍臺に發往された。陳其凝については「大學士張廷玉薦舉の人に係る」¹⁷ と述べられている。この時期の雍正朝の遺臣排除の政治的動きと連動しているのかもしれない。第二首五句目割註に「公有勘海詩近荷錄示」とあるが、具体的には不明、後攷に俟つ。

8 「得西疇二兄書竝見懷四絕句依韻奉答」七言絶句四首。ここに見える二兄は、<燕上14>にも見える。從兄のことか。西疇は歙縣の棠樾にある西疇書院か。¹⁸ 二兄の書簡にあった四絶句の韻を合わせて方觀承も四首の絶句を作る。第一首末尾の割註に「寄金陵書每煩轉達來詩及之」とあるのは、江寧居住の長兄方觀

永などとの書簡や詩のやりとりがしばしばあったことをうかがわせるものか。第二首末尾の割註に「元旦立春兄有百年難得歲朝□七律五首、竝寄示消寒社會唱和諸作」とあるが、乾隆十八年正月朔はグレゴリオ暦の2月3日に当たり、ほぼ立春と重なる。この現象はおよそ三十年に一回起る。消寒社については、『燕京雜記』に「冬月、士大夫約同人圍爐飲酒、迭爲賓主、謂之消寒社」¹⁹ とある。第三首末尾の割註の「客臘惠車螯并到詩箇、歐陽公有食車螯詩」の「食車螯詩」は歐陽脩の「初食車螯」という題の詩を指す。車螯は『本草綱目』介部第四十六巻によれば、大きなハマグリで、食用となる。第四首末尾割註「惠墨并錄示同息翁伯所製宣德龍香御墨長歌、馬半槎以贈息翁者」の息翁は方世舉のこと。方觀承と同じく『南山集』の獄によって流罪となった。雍正元年に赦免された後は揚州に居住して著述に從事した。²⁰ 馬半槎は馬日璐のこと、安徽祁門の人。乾隆元年の博學鴻詞に擧げられたが、方觀承と同様に試に赴かなかつた。²¹

9 「癸酉秋初力疾赴順德過圓津庵贈藹然禪師再畳壁間前韻」七言律詩一首。方觀承は七月十六日、邢臺縣で邪教の徒が挙獲されたことを二本の奏摺で報告し、十八日に自ら順徳に赴き詳鞫せんとするこを擬している。²² その後、事件の處理を終えた後、八月初三日に順徳を出發し、河間府の農地の査勘を行いつつ、蘆溝橋に向かう。²³

詩題中の圓津庵（内邱縣）と藹然禪師は、すでに<燕上40>で登場している。²⁴ 割註に「藹然に収養病民の善舉有り、守令竝に之を助成す」とあり、病民を収養する善舉を行つており、行政もそれをサポートしていることが見える。實は直隸省において留養局の初期の設置に動いたのは乾隆十三年の直隸布政使時代の方觀承である。²⁵ 方觀承の人物像として特筆できるのは社會的弱者への視点ではないだろうか。若年時の南北流浪の経験により社會下層の實態もかなり具體的に把握しているはずであり²⁶、そのことが様々な彼の「經濟」に關わる事績の背景にあると言つてよいだろう。

10 「謁清節廟」五言律詩一首。清節廟は永平府城外西北にあり、夷齊廟とも稱し、伯夷・叔齊を祀つてゐる。明代に整備されて、清朝に至り、乾隆帝も八年と十九年に行幸し、詩題としている。²⁷

11 「初落一齒」五言詩一首。方觀承はこの年、五十六歳（數え年）。落齒、つまりは老いや身体の衰えを主題とした詩として、白居易「齒落辭」、陸游「齒落」、韓愈「落齒」などがある。方觀承の詩の十七～十八句に「倘惟歲一落、耄猶餘幾枚」とあるが、韓愈の詩の「儻常歲落一、自足支兩紀」の句を意識したものであろうか。

12 「宮保望山尹公三制兩江備述輿情兼書嘉美爲

贈」七言律詩八首。宮保望山尹公は尹繼善（1694～1771）のこと。尹繼善は章佳氏、滿洲鑲黃旗人。雍正元年癸卯恩科の進士（二甲二十四名）、庶吉士となり、散館後編修に任ずる。その後、雍正六年に江蘇巡撫となってからは、おおむね督撫を歴任する。なお、江蘇巡撫初任時の年齢は三十歳餘りであった。この詩當時の官職は太子太保兩江總督、「三制兩江」は兩江總督に三度目の任官となることを指す。尹繼善の一度目の兩江總督任官は雍正九（1731）年七月～雍正十年九月、二度目は乾隆八年二月～乾隆十三年、三度目は乾隆十六年閏五月～乾隆十八年正月である。²⁸ 乾隆十八年正月からは陝甘總督、同年九月には江南河道總督となり、江南に戻る（江南河道總督は淮安に駐在する）。第二首末尾の割註「公癸卯入詞館、即典文衡、今少宰芝庭彭公丁未禮闈首拔士也」は、尹繼善が癸卯（雍正元年）に庶吉士となり、雍正五年の丁未科において會試同考官として科舉に關わったことを示す。その首席が少宰芝庭彭公、すなわち乾隆十八年當時の兵部左侍郎彭啟豐（1701～84）であった。彭は江南長洲の人で丁未科の殿試においても狀元。第三首末尾の割註「公由粵東遷贊江南河務、歷巡撫總督兼署總河學政、前後善政多端士民頌不去口」は、江南での善政が士民の支持を得ていたことを示す。第四首末尾の割註「公節制演黔時平定普元猟賊、廣羅才俊於五華書院、示以文章準的、調劑諸銅廠、歲給中外鑄錢數千万緡、此皆功績之尤偉者」は、雲貴總督時の功績として、少數民族の平定、文化振興、銅廠の經營という三点を特筆して挙げている。一点目、「猟賊」は彝族の舊稱。二点目の五華書院は明代嘉靖三（1524）年創建の書院で、清代雍正期、やはり雲貴總督だった鄂爾泰により擴充された。三点目の雲南銅廠の開發は乾隆期における制錢の大量鑄造を可能にした政策であり、財の南から北への移動により、乾隆期の帝政中國の南北統一をもたらし、また當時の經濟的繁榮の基礎となったのもので、注目すべきである。また、第五首末尾割註の「公兩赴蜀中籌辦軍糈、兼畫西藏善後之策」²⁹は、乾隆期の藩部政策において非常に比重が高いチベット政策にも功績があったことも示す。六首目末尾割註「公於江寧使署構屋如舫顏之曰不繫舟」³⁰は、尹繼善の詩集である『尹文端公詩集』卷三、「和前樹堂題小瀛洲韻」七言絕句八首の第五首第一句に「舟名不繫一帆輕」とあり、その割註に「江寧署內有齋名不繫舟」とあり、江寧の兩江總督署内の齋であることがわかる。尹繼善の事蹟、乾隆政治史上の役割については稿を改めて検討をする必要があろう。なお、尹繼善は方觀承とともに乾隆帝の回想の中の「五督臣」³¹のうちの一人である。

13 「賦得露似珍珠月似弓」七言律詩一首。詩題直後の小註に「可憐九月初三夜、露似真珠月似弓」とある

のは「香山句也」とあるように香山居士、すなわち白居易の「暮江吟」の句。張鳳孫・戴西軒と「苗捷之役」により、永定河の干景（不明）に駐在している際に詠まれたもの。「苗捷之役」は義不詳だが、「苗」が耕地の意であり、五句目の割註に「村廬有被水者」とあることから、永定河の農地の水害處理のための業務であると推定できる。張少儀については既に〈燕上47〉において言及しているが張鳳孫のこと、江南華亭の人、方觀承とのパーソナルなつながりが強かったとみられる。³² 戴西軒は不明。

3. 乾隆十九（1754）年（太子太保直隸總督）

14 「四月既望京師保陽同時請兩閱二日甘霖遍沛志喜四韻」五言律詩。第四句の割註に「農占云、麥收三月雨、今年四月逢閏、雨爲應時」とあり、閏四月のあるこの年は四月の雨が例年の三月の雨に當り、時に應じたものであるとする。また、最終句の割註に「去歲五月十一日乃得渥雨、仍慶有秋賦喜雨詩賓僚咸和」とあるが、前年乾隆十八年の五月十一日に保定において雨が降り、ちょうどその日に届いた麦の収穫減を懸念する乾隆帝の廷寄に答える形で奏摺を提出している。³³ なお、この四月、方觀承は太子太保を加銜される。³⁴ この官位が終生の最高位となる。

15 「聖駕東巡重謁祖陵禮成恭紀六十韻」五言詩。詩の前の三十五行に及ぶ序文冒頭に「乾隆十有九年秋、皇上熱河行在より東巡狩し、皇太后を恭しく奉じて再び永陵・福陵・昭陵を謁す。（以下略）」とあるように、乾隆帝は皇太后とともに乾隆十九年七月初五日から熱河の避暑山莊より盛京および關係諸陵に行幸した。³⁵ なお乾隆帝たちが京師より熱河へ出發したのは五月初六日であった。³⁶

16 「大兄居金陵爲尚齒之會七人樂巢二兄寄示七月十七日蘿甘園即席四絕句効香山體依韻奉答」七言絕句四首。蘿甘園はすでに〈薇64〉～〈薇68〉に登場したが、南京の方氏蘿甘園である。³⁷ 第一首に「七人五百八十四」の句があるが、方觀承自身割註に「樂天句」としているように、白居易の「七老會詩」³⁸の句を典拠としている。「樂巢兄爲上猶令以病歸」は、樂巢の二兄、おそらく方求義が江西省の上猶縣の知縣をしていたが病により辭職し、南京に立ち寄ったときに方觀承の兄方觀永と會見したことと考えられる。方求義は字は質夫、桐城の人、拔貢出身で、乾隆十二年からおそらく十四年まで上猶知縣。³⁹

17 「樂巢二兄見睨王石谷柳陰漁樂圖賦答十二韻」五言詩。王石谷は王翬（1632～1717）、常熟出身の畫家で明末清初の六大畫家「四王吳惲」の一人であり、

南宗畫と北宗畫を融合し畫聖と称された。この柳陰漁樂圖は彼の作品の一つであろう。

18「波羅城九日寄懷樂巢兄」七言律詩。波羅城は承德府、現内モンゴル自治區巴林左旗の地名か、「時兄寓保陽署中、竝億大兄金陵三弟即墨、益思吳門」保陽は保定、この時、兄の方觀永は江寧に、弟の方觀本は即墨にいる（後述）、吳門は蘇州。

19「荔青軒賞菊有作」七言律詩、20「憶菊東樂巢二兄」七言律詩は、ともに菊を詩題とする。⁴⁰ 19の荔青軒は南京の方氏荔青軒か。⁴¹

21「送三弟之任秀水并懷錢香樹家朴山兩先生」五言絶句四首。三弟は方觀本。乾隆十六年に即墨の知縣を新授されたことは〈燕上 51〉の割註に記述がある。乾隆十九年に新たに浙江省秀水縣の知縣に任命された。⁴² 「弟任即墨、吏議去官、中丞優考疏薦、特簡斯邑」とあり、即墨の知縣を吏議により退任したのち、中丞の推薦を受けて秀水の知縣に任命されたことがわかる。中丞は巡撫の雅号であり、浙江巡撫であろうが、具体的な人物は不明。⁴³ 第一首第四句の「温言及弟昆」には「陞見時蒙天語詢及」と割註がある。「温言」は擡頭されていることから乾隆帝の言であることは明らかで、乾隆帝が方觀本を引見した時に方觀承のことに話が及んだことをさすものであろう。⁴⁴ 「錢香樹・家朴山兩先生」はともに浙江の出身。錢香樹は錢陳群（1686～1774）、浙江嘉興の人。康熙六十年二甲十五名進士、散館後編修となり、累官して乾隆七年刑部侍郎に至る。詩文に工で乾隆帝の欣賞を得る。諡は文端。詩集として『香樹齋詩文集』がある。家朴山は方彞如のことか。浙江淳安の人。康熙四十五（1705）年の進士で、官は直隸豐潤縣知縣に任ずるも事に座して官を去る。方觀承と同様、乾隆元年の博學鴻詞に舉げられるが試に與らなかった。詩文に工にして方苞・方舟とともに「三方」と並び稱され、著作も多い。⁴⁵ 第二首第二句の割註「洪山先瑩擬建小菴」の「洪山先瑩」は、〈燕上 52〉にもみえた祖父と父の墓地の事であろう。第三首の最終句後の割註、「予撫浙奏弛絲米之禁、特嚴漕弊」は、方觀承の浙江巡撫時代の業績を指す。⁴⁶

3. 乾隆二十（1750）年（太子太保直隸總督）

22「於永定河因隄爲屋喜其曠朗成詩」五言絶句二首。方觀承が乾隆十六年の永定河下口移動に續き二度目の下口移動を提案し、それが實現したのは乾隆十九年末から乾隆二十年のはじめにかけてである。⁴⁷

この下口移動の政策實行にともない、住居が新しい堤防の外に入ってしまう住民の遷徙が必要となる。對象となったのは宛平縣・永清縣・固安縣の合計十七村

の二百五十九戸で、各戸に二両を支給せんとする方觀承の乾隆十九年七月の提案は承認され⁴⁸、同年十二月初六日には房屋遷徒の完了が報告されている。⁴⁹ 本詩は、詩題に「因隄爲屋」とあり、また第一首初句と二句に「小住亦云佳、分隄土作階」とあるように、堤防に沿って建設された住民（農民）の小屋についてのものであろう。作詩の時期については、方觀承は四月二十四日から永定河に赴いて兩岸歲修および下口新挑引河等の工程の査看を行い⁵⁰ には秋審のために保定に回り、五月二十六日には再び永定河に赴いて新改下口の査看を行ない、六月初一日に新下口から放水し、翌二日には回署している⁵¹ ことから、これらどちらかの期間に詠まれた可能性が高い。

23「防河駐長安城公辭念客、夏六月大兄方籌南歸來自保陽、相聚撫時触境悲痛成詩」七言律詩。長安城は永定河の南岸三工第七号にあり、原名は長鄉城で堤防の西、約1km附近にある村。宛平縣に屬する。直隸總督（兼理河道）の總督防汎署が村の北にある。乾隆十六年に地基を置買して、固安縣にあった總河防汎署を移転させた。⁵²

24「乾隆乙亥歲萬壽聖節侍燕熱河、叨蒙珍賜恭紀四詩、同時被賜者大學士傅公、領侍衛內大臣旺公、協辦大學士虞山蔣公、冢宰諸城劉公、少農武進劉公」乾隆帝は八月初六日、皇太后を恭奉して熱河に出發する。⁵³ 萬壽節は八月十三日で、扈從の王公大臣等は慶賀禮を行い、その後、彼らには宴会が賜われた。⁵⁴ 傅公は軍機大臣保和殿大學士傅恒（フヘン）、旺公は理藩院右侍郎旺札爾（モンゴル人）、蔣公は協辦大學士・戶部尚書蔣溥、冢宰劉公は軍機大臣・刑部尚書劉統勲、少農劉公は軍機大臣・戶部左侍郎劉綸。蔣溥については、〈薇 24〉にも登場し、方觀承と親交がある。四詩とは下賜品を詩題とした「黃縵縷牙朝珠」・「佛手柑」・「荷包」・「紫檀如意」（すべて七言律詩）。

25「聖謨廣運平定準噶爾恭紀」五十二行によぶ序文を附した恭紀（五言詩）。詩自体も六十七行の五言詩。いわゆる第一次ジュンガルの役（遠征）は、ジュンガルの内紛や乾隆十九年のホイト部長のアムルサナーの投降を機に、乾隆帝の發案により開始された。定北將軍に任命されたモンゴル旗人の班弟（バンディ）は投降したアムルサナーとともに伊犁に進軍し、五月には伊犁を攻略、ジュンガル部長ダワチを擒え、六月には全ジュンガルを平定した。⁵⁵

26「雉卵」五言詩。雉はいわゆるキジのことであろう。十四句目の割註に「熱河取畫眉鳥鶴爲簪飾」とあるが、畫眉鳥はキジとは別種の小型鳥。鶴は卵。雉卵は、十六句目の割註に「春薦例用雉卵古北提督采以貢」とあり、古北口提督の貢品であった。方觀承は八月二十五日前後、熱河より乾隆帝を恭送した後に熱河

の東方ににある八溝廳（後の平泉州）・塔子溝（後の建昌縣）一帯の地方を巡査しており⁵⁶、その時に作られた詩であることが推定される。

27「重陽夜雨書懷」七言律詩。乾隆二十年の九月初九である。書懷は思うことを書き記すことであるが、第五句「扁舟近縣歸猶晚」の割註に「三弟秀水」とあり、遠い任地の弟の方觀本のことを思慕していることがわかる。

さて、この年乾隆二十年の八月、ホイト部のハーンという處遇に不満を持つアムルサナーの離叛を契機に、ジュンガルの第二次遠征が行われようとしていた。このころ、軍機大臣であり、平定ジュンガル方略副總裁であった劉統勲は前線に派遣されていたが、撤退を進言⁵⁷したことにより乾隆帝の怒りを買い、九月二十五日、革職のうえ京師に解られ、子の劉墉（翰林院編修）とともに刑部に交られることとなる。⁵⁸ 方觀承は、同日、「現在の軍營に應に辦すべき糧馬の事務有り、方觀承に著して馳驛前往辦理せしめよ」⁵⁹との上諭を受け、署理陝甘總督辦理軍需糧馬事務を命じられる。翌日二十六日には、乾隆帝に拝謁し訓示をうけて即日起程し、十月二十二日には甘肅に到着、二十四日には接印して視事を開始し、⁶⁰ 翌二十一年二月まで軍務（主として兵站業務）に就くことになる。雍正十一年、平郡王の記室として從軍した経験があったこと、また兵站業務への適性もこの人事の背景にあると思われる。乾隆二十年から二十一年までの邊境での詩、および直隸總督歸任後の二十二年までの詩を載せた『燕香集』下の残りの部分は次稿にて検討することとする。

おわりに

乾隆十年代のなかばを過ぎると、雍正帝遺臣の鄂爾泰（乾隆十年死去）、張廷玉（乾隆二十年死去）およびその黨派の影響力は小さくなり、乾隆帝みずからが登用し信頼する諸官僚が活躍を始める。本稿にも登場する尹繼善はその典型である。内政や康熙帝以来の懸案であった對ジュンガル等の「外交」も安定し、經濟状況も良好な状況の中、まさに盛世を實質的に體現した時期だったかもしれない。しかし、乾隆十六年七月より始まる孫嘉淦偽稿事件や、文字の獄の發端となる乾隆二十年春の胡中藻の獄など、本稿で對象とした時期においてすでに不穏な動きも見え始める。

乾隆帝が信頼した官僚の一人であった方觀承はこの時期、二度の永定河下口の移動、子牙河の整備、銅錢流通状況の改善および錢價安定、畿輔義倉の實現等で、安定した行政實績を残し、直隸總督として最も充實した

時期であった。一方、既に老境に入り、兄弟への思慕を吐露する詩も目立ってくる。ただ、本稿でも、前稿までと同様、詩そのものへの分析が及ばず、狀況を追うことには汲汲として、様々な詩語に託された心情を読み取るには未だ至りきれていない。今後の課題とする。

註

*1 抜稿「方觀承撰『薇香集』について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成ー」『熊本大学教育学部紀要』人文科学、第 57 号、2008. (以下抜稿 A とする)。

抜稿「方觀承撰『燕香集』上について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成（その 2）ー」『熊本大学教育学部紀要』人文科学、第 58 号、2009.

*2 以下、本稿以降、参照の便のため、『薇香集』の詩は<薇 I>、『燕香集』上の詩は<燕上 I>のように表記することとする。

*3 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯、二八四頁、乾隆十六年十二月二十二日、直隸總督方觀承奏摺、には乾隆十七年正月初二日に保定を出發して居庸關に赴き、その後房山縣を経過して金陵の工程を踏勘する計畫が記されている。この奏摺自体はその過程で京師に赴き陞見を請うたものであるが、乾隆帝は「不必來京」と硃批している。なお、ここでいう金陵は、房山にある金王朝の陵寢。十六年八月十八日の上諭で修葺が命じられている。『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、六六二頁、乾隆十七年八月二十四日、直隸總督方觀承奏摺を参照。

*4 『南巡盛典』卷九十五、紫泉行宮に、「紫泉行宮在新城縣西南、其西北十五里有紫泉」とある。民國『新城縣志』卷三、地圖篇三、區村一、に「紫泉行宮、南關外、行宮建於乾隆初、東南廣百二十七步、南北袤百五十三步、中為宸居、西有屏山石逕…環宮隙地四十三畝有奇、東與北臨紫泉河、流其西北而南繞宮前、東會紫泉者、是為引水渠」とある。

*5 盤山については、抜稿 A であつかった<薇 56>にも見える。なお、竹村則行「盤山に集った清初文人（宋犖・王士禛・朱彝尊・洪昇）と智朴『盤山志』について」『文学研究』99 輯、2002、参照。

*6 方觀承は乾隆十七年三月十五日に永定河・北運河の查勘のため保定を出發、二十一日には永定河下口に至り、その出水を視察、二十四日に保定に戻っているが、その間に訪れたのかもしれない。『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯、四六七頁、同、五一頁、同、五一四頁（いずれも直隸總督方觀承奏摺）。

*7 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯、七百七十三頁、乾隆十七年四月二十四日、直隸總督方觀承奏摺。蝗蝻については『清國行政法』第貳卷、第一編内務行政、第五章産業、第一節農業、第三款捕蝗、第一項蝗蝻、に詳述されている。

*8 『高宗實錄』卷四百十四、乾隆十七年五月辛未（十一日）。「乾隆廷寄」（三）九一七頁、によれば、この上諭は大學士傅恒と大學士來保の字寄として方觀

- 承と兵部侍郎兼順天府尹の胡寶瑔に十一日に兵部加封で送られ、直隸總督署には十三日に到着している。なお、胡寶瑔の五月初十日の奏摺も添附されている、この上諭への奏覆は十四日に行われている（『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、五一頁、乾隆十七年五月十四日）。この十四日の奏摺には「似此必俟朕訓、而後查叅、則總督所司何事究之怨、歸於朕、而感則在督撫、然督撫用此計、而得益者正不多也、慎之、戒之、在汝不當出此」との硃批を受ける。十六日には次の上諭が出され、この上諭は摺匣により翌日十七日に届き、十八日に奏覆を行っている（同第三輯、八五頁、乾隆十七年五月十八日奏摺）。なおこの奏覆は十四日の奏摺の硃批に應ずるものになっている。ただ、この十八日の奏摺の硃批には「此又錯矣、另有旨論」との硃批をうける。後日の奏摺に、同第三輯、一百八十七頁、乾隆十七年五月二十七日（捕蝗に努めなかった知縣の彈劾）、同第三輯、三百五頁、乾隆十七年七月初五日（捕蝗に功績がある官員の報告）、がある。
- *9 『高宗實錄』卷四百十五、乾隆十七年五月庚辰、その翌日も上諭が發せられる、『乾隆朝上諭檔』第二冊、六〇五頁、乾隆十七年五月二十一日、内閣奉上諭、『乾隆帝起居注』第十一冊、一四一頁、乾隆十七年五月二十一日辛巳、大學士傅恒・史貽直奉諭旨、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、一三六頁、乾隆十七年五月二十日奏摺は、この上諭への奏覆。
- *10 光緒『畿輔通志』卷一百十六、經政二十三、學校三。
- *11 『仁宗實錄』卷一百五十三、嘉慶十年十一月丁丑、諭軍機大臣、に「朕明歲二月臨幸盤山、於二十日出正宮門、詣千相寺拈香、二十二日出晾甲石門、由少林寺詣古中盤、其餘各處寺院、概不親詣」とあり、嘉慶帝も行幸している。
- *12 『宮中檔乾隆朝奏摺』第四輯、八頁、同、七四頁、同、二二〇頁、同、二七四頁、いずれも直隸總督方觀承奏摺。
- *13 『高宗實錄』卷四百四十七、乾隆十八年九月甲戌、兵部尚書歩軍統領舒赫德の給事中特奏摺への叏奏に對して議覆が命じられ、その議覆では梅穀成には革職處分が議された。乾隆帝はその議覆への旨において、彈劾された給事中特奏摺を推薦したことなど、この事案の原因が梅穀成にあるとしたが、高齢であることを理由に、原品を以て休致せしめることを命じる。
- *14 方觀承等奉勅撰『勅修兩浙海塘通志』卷一、圖說、「海塘北岸全圖」および「杭州府海塘圖」、また民國『杭州府志』卷一、圖說「海寧州圖」および「海塘圖」にその名がみえる。
- *15 關係史料として『方恪敏公奏議』卷二、撫浙奏議、「丈墾海塘新漲沙塗」で、中小臺に導水したことにより北大臺に三十五萬餘畝の陸地ができるとを報じる。また、同「中小臺失業貧民撥補沙地耕種」中小臺導水により土地を失った貧民に対しては、新撥の土地の鹽分がぬける三年あまりの間、竈戸の未使用の土地を佃種交租させることを奏請し、乾隆帝の嘉承するところとなる。
- *16 『高宗實錄』卷三百二十、乾隆十三年閏七月乙卯、諭。

- *17 同上。
- *18 拙稿Bでは雲南の地名と推定したが、安徽省の書院と考える方がよいだろう。道光『歙縣志』卷二之三、學校に「西疇書院在棠樾、宋鮑壽孫、元曹涇・方問、講學其中」とある。
- *19 閥名撰『燕京雜記』。
- *20 方世舉『蘭叢詩話』には、「宜田侄」として方觀承が登場し、ともに詩を論じている。『春及堂集』は未見。
- *21 『清史列傳』卷七十一、文苑傳二に「字は佩兮、國子生、候選知州たり、乾隆元年博學鴻詞に擧げらるるも試に赴かず、日璐、兄と並び清才を擅にし、博覽旁稽、沉酣深造にして、曾て編して叢書樓書目有り、一時の名流交々相い傾倒す、（下略）」とあり、また、同知『祁門縣志』卷三十、人物志、義行、の馬日琯の項目に、弟として言及があり、「弟日璐、字は佩兮、貢生より拔例にて候選知州たり、詩に工にして、兄と名を齊しくす、尤も楷を善くす、乾隆元年博學宏詞に擧げらるるも親老を以て赴かず、著に南齊集有り」とある。
- *22 『高宗實錄』卷四百四十三、乾隆十八年七月己巳（十六日）、直隸總督方觀承奏、同、七月庚午（十七日）。
- *23 『宮中檔乾隆朝奏摺』第六輯、三八頁、乾隆十八年八月初三日、直隸總督方觀承奏摺。
- *24 道光『內邱縣志』卷之四、文紀、に、邑人汪匡鼎の詩があり、圓津庵と萬然禪師が序において言及される。
- *25 光緒『保定府志』卷三十八、工政略四、倉廩、安肅縣、に「留養局、一在縣城南關萬壽寺、一在縣城北關十方院、一在漕河慈航寺東、乾隆間、總督方觀承任布政使時建頽、日給孤獨」とあり、また「方觀承漕河留養局記略、直隸留養有局計五百六十一處、若安肅之慈航寺・永清雙營之龍王廟・良鄉之永保堂・內邱之圓津庵、所養尤衆、往余爲總藩時、有漕河僧元通發願募化以贍寒餓之民、余爲拓地建局頽其坊、日給孤獨」とあり、民國『望都縣志』卷五、政治志二、郵政一、留養局、には「本縣之有留養局、自清乾隆十三年始、直隸總督方觀承令直隸各屬、設立留養局、以備冬月、留用貧民、春融遣散、有篤疾及年過七十者、則常留在局、備灶釜米薪衣被藥餌、悉由地官捐項支出」とあり、同治『阜平縣志』卷四、政典下、郵政、に「…乾隆十三年知縣羅仰鑑、奉制府方觀承文、創設留養局二、以收養行旅貧病中途者」とあり、民國『威縣志』卷十六、慈善志、に「留養局…皆乾隆十三年知縣徐天球奉直隸總督方觀承札飭所建」とある。上述の方觀承「漕河留養局記略」によれば、本文中の内邱の圓津庵などの佛教寺院が慈善事業に關わり、「養う所尤も衆し」というように、實効を擧げているとみられる事例も注目に値する。
- *26 拙稿「方觀承とその時代」『東洋文化研究』七、2005、に紹介した、江蘇省寶應縣の肉店で働いたエピソード、留養局設置の背景にあるエピソードなどを参照。なお、この論考では、方觀承が留養局設置のために動いたのを乾隆十九年前後としたが、前註に從い乾隆十三年に訂正する。

- *27 『御製詩初集』卷十九，古今體八十四首，癸亥八「夷齊廟」は，乾隆八年十月から十一月にかけての詩で，盛京よりの歸途詠まれたもの。『御製詩二集』卷五十三，古今體六十八首，甲戌九「夷齊廟」「夷齊廟四景」は，乾隆十九年秋，盛京において三陵の恭謁を終え，十月初二日に入關したあとに詠まれたもの。
- *28 尹繼善はその後乾隆十九年八月に四度目の兩江總督となり，乾隆二十九年に文華殿大學士に遷るまで，十二年間という長期にわたり兩江總督職（乾隆二十九年から三十年まで兩江總督留任のまま文華殿大學士に昇任）を務めることとなる。
- *29 「公兩赴蜀中籌辦軍糈」の二度の四川赴任とは，乾隆十三年十二月，および乾隆十五年十一月の時のこと。『乾隆帝起居注』第七冊，四〇一頁，乾隆十三年十二月初四日，奉諭旨，および『乾隆帝起居注』第九冊，三六一頁，乾隆十五年十一月十八日，大學士傅恒・史浩直奉諭旨。
- *30 關連して，『尹文端公詩集』卷四，「袁子才過訪留宿荷芳書院吟咏累日臨行用莊容可韻口占贈別」七言律詩，の第三句目の割註に「金陵署中有不繫舟，子才曾爲作賦」とあり，袁枚のことを記す。アーサー・ウェイリー『袁枚 十八世紀中国の詩人』（加島祥造・古田島洋介訳，平凡社東洋文庫，1999）は，「尹繼善は，袁枚の最も有力な後繼者になったばかりか，最も信頼に値する友人となった」とする。
- *31 『御製詩四集』卷五十九，古今體三十七首，己亥五，五督臣五首。
- *32 なお，張少儀の名は，尹繼善の『尹文端公詩集』にも見え（卷八「和張少儀重過西園見贈韻」など，乾隆二十八年の作と推定される），尹繼善との交遊もうかがえる。
- *33 『宮中檔乾隆朝奏摺』第五輯，三〇〇頁，乾隆十八年五月十一日，直隸總督方觀承奏摺。
- *34 『乾隆帝起居注』第十三冊，一三五頁，乾隆十九年四月初一庚辰，加銜の理由は「宣力中外，夙夜靖共，嘉乃純勤，宜加顯秩」。この日に加銜されたのは，方觀承の他に劉統煦・汪由敦（太子太傅），喀爾吉善・黃廷桂（太子太保），鄂容安・開泰（太子少傅），永常・碩色（太子少保）。『宮中檔乾隆朝奏摺』第七輯，八八九頁，乾隆十九年四月初五日，直隸總督方觀承奏摺，はこの加銜を奏謝したもの。方觀承はこの報せを（おもてむきかもしれないが）保定において邸報によって知る。
- *35 『高宗實錄』卷四百六十八，乾隆十九年七月壬午。
- *36 『高宗實錄』卷四百六十四，乾隆十九年五月甲申。
- *37 周紹良『蓄墨小言』（北京燕山出版社，1999），四一「方觀承墨」に紹介される墨には右上角に「藿甘園」の隸書の文字がみえる。周は，方觀承の兄方觀永について，「字は監若，号は辨菽，貢生。…（この墨が制された）乾隆十二年，方觀承が顯貴となった際，方觀永は家郷に歸り，田園生活をおくり，藿甘園墨を制して自ら娛しんだが，それは隠居して仕官しないという意志を示すものであった」とする。また，同書，四八「方觀承『依園圖』墨」は，乾隆三十二年制の方觀承の銘のある原制墨を紹介し，さらに四九「曹素功複製『依園圖』墨」は複製品ではあるが，原来是乾隆三十二年に方氏一門が合わせ造ったものであるとする。
- *38 『白香山詩集』卷四十，補遺下，ちなみに白居易のこの詩を作ったときの年齢は七十四歳。三月に洛中にて七老會をなし，夏に九老圖を作った（高木正一『白居易』岩波書店，1983，の年譜による）。翌年，七十五歳で世を去った白居易は唐代の文人としては希有な長壽であったという。川合康三『白樂天一官と隠のはざまで』（岩波書店，2010）参照。
- *39 光緒『上猶縣志』卷八，官師志。『安徽通志』卷百四十三に，「字は綺亭，桐城拔貢生，龍南縣知縣をつとめ，安達縣を攝す」とあり，飢饉の時にいち早く糶米を行い，他邑も例となした，とする。
- *40 松原朗氏は「百花がすでに散った晩秋の候に，菊はただ獨り咲き残る。古来，中國で菊が尊ばれるのは，凡花とは一線を畫したこうした菊の中に，己の節操を守る高士の風貌を見出したからに他ならない。」とする。松浦友久編著『漢詩の事典』（大修館書店，1999），六三五頁。
- *41 容庚編『叢帖目』（中華書局香港分局，1980-1986）卷六に「荔青軒墨本四卷」がある。方觀承撰，湯士超刻。
- *42 光緒『嘉興府志』卷三十七，官師二，によれば，乾隆十九年に任用された後，乾隆二十年の間はまるまる務め，二十一年のある段階で次任者が赴任するまで秀水知縣を務めている。『宮中檔乾隆朝奏摺』第八輯，四〇九頁，乾隆十九年五月初二日，直隸總督方觀承奏摺，は，知縣缺任用資格を得たこと，同第九輯，八二五頁，乾隆十九年十月二十日，直隸總督方觀承奏摺は，秀水知縣の實授決定を奏謝したもの。この二つの奏摺によれば，即墨縣任内の方觀本については前者の奏摺には「任事以來毫無報効，茲因僉老不憊，照例降調」とあり，後者には「即墨縣任内，因公里誤，部議降調」とあり，具体的には不明だが何らかの不祥事があったようだ。
- *43 この年の浙江巡撫は，十月初九日まで鄂樂舜で，この日より周人驥（天津人）が布政使から昇任した。時期から見て周人驥の働きかけが想定されるが，詳細は不明。
- *44 『乾隆帝起居注』第十三冊，四四九頁，乾隆十九年十月十六日，吏部奏請により引見が行われ，浙江秀水縣知縣の缺に方觀本が補授された。
- *45 『消儒學案小傳』卷三。
- *46 『方恪敏公奏議』卷二，撫浙奏議，の「請分別示禁民間當米當絲」（乾隆十三年五月三十日），および「敬陳漕務情形」（乾隆十三年十一月初九日）を指すと考えられる
- *47 振著『清代經濟政策史の研究』（汲古書院，2011）第六章，参照。
- *48 『宮中檔乾隆朝奏摺』第九輯，二五九頁，乾隆十九年七月二十八日，直隸總督方觀承奏摺。
- *49 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十輯，二三三頁，乾隆十九年十二月初六日，直隸總督方觀承奏摺。
- *50 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十一輯，三〇〇頁，乾隆

二十年五月初二日。

- *51 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十一輯、五八三頁、乾隆二十年六月初二日、直隸總督方觀承奏摺。
- *52 乾隆『永定河志』卷六、工程、および卷九、建置考。
- *53 『乾隆帝起居注』第十四冊、二三七頁、乾隆二十年八月初六日。
- *54 方觀承は宴を賜る側であると同時に、直隸總督の職務としては、熱河での諸行事にともなう物価上昇などの対策をとらなければならない。六月二十八日の奏摺は、乾隆帝の命に従いその対策を提議したもの。『宮中檔乾隆朝奏摺』第十一輯、八七四頁、乾隆二十年六月二十八日、直隸總督方觀承奏摺。
- *55 莊吉發『清高宗十全武功研究』(國立故宮博物館、1982)、宮脇淳子『最後の遊牧帝国 ジューンガル部の興亡』(講談社、1995)、参照。なお、邸報でダワチ等七十人を捕虜としたことを知った方觀承は、七月初二日に奏賀の奏摺を提出している。『宮中檔乾隆朝奏摺』第十二輯、五頁、乾隆二十年七月初二日、直隸總督方觀承奏摺。
- *56 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十二輯、三九六頁、乾隆二十年八月二十五日、直隸總督方觀承奏摺。

*57 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十二輯、四五八頁、乾隆二十年九月初十日、および同、四九七頁、乾隆二十年九月十四日、劉統勲奏摺。前者には事細かに硃批が入れられ、後者にはただ二十二行にわたって朱線が入れられるのみで、全く批語が無い異例のものとなっている。よほど意に沿わなかったのであろう。

*58 『乾隆帝起居注』第十四冊、二七七頁、乾隆二十年九月二十五日丙辰、又奉旨。木下鉄矢『清朝考証学』とその時代』(創文社、1996)にもこの経緯が詳述されている。

*59 『乾隆帝起居注』第十四冊、二七七頁、乾隆二十年九月二十五日丙辰、大學士傅・協辦大學士尚書蔣泰旨。

*60 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十二輯、七五三頁、乾隆二十年十月二十五日、署理陝甘總督方觀承奏摺。この奏摺には「尋常の事件は原より一例個別を必せざるべきなり。目下急とする所の者は馬匹・糧餉の二事なり。之に勉めよ」との硃批が返され、方觀承の主要任務が軍需であることを再確認している。なお二十九日には、劉統勲への治罪が免じられたことの謝恩を吳達善と連名で代奏している。『宮中檔乾隆朝奏摺』第十二輯、七八三頁、方觀承・吳達善奏摺。